

## 議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年 9 月 2 日 (月) 午前10時開会

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2 | 会期の決定   |
| 日程第 3 | 議案第55号 湖西市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第 4 条第 2 項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例制定について |
| 日程第 4 | 議案第56号 湖西市立認定こども園条例制定について   |
| 日程第 5 | 議案第57号 湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第 6 | 議案第58号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について                                    |
| 日程第 7 | 議案第59号 湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について  |
| 日程第 8 | 議案第60号 湖西市印鑑条例の一部を改正する条例制定について  |
| 日程第 9 | 議案第61号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第10 | 議案第62号 新居関所史料館条例及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例の一部を改正する条例制定について  |
| 日程第11 | 議案第63号 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について                                     |
| 日程第12 | 議案第64号 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について                                  |
| 日程第13 | 議案第65号 湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について   |
| 日程第14 | 議案第66号 湖西市給水条例の一部を改正する条例制定について  |
| 日程第15 | 議案第67号 湖西市水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格に関する条例の一部を改正する条例制定について                                      |
| 日程第16 | 議案第68号 湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例制定について  |
| 日程第17 | 議案第69号 令和元年度湖西市一般会計補正予算 (第 3 号)   |
| 日程第18 | 議案第70号 令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)   |
| 日程第19 | 議案第71号 令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)   |
| 日程第20 | 議案第72号 令和元年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)  |
| 日程第21 | 議案第73号 平成30年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第22 | 議案第74号 平成30年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第23 | 議案第75号 平成30年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第24 | 議案第76号 平成30年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第25 | 議案第77号 平成30年度湖西市公共下水道事業会計決算認定について   |
| 日程第26 | 議案第78号 平成30年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について   |
| 日程第27 | 議案第79号 平成30年度湖西市病院事業会計決算認定について  |

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開会

○議長（加藤弘己） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年9月湖西市議会定例会を開会いたします。

本日は傍聴席へ報道機関が入っております。なお、撮影を許可した者には許可証を交付しておりますので御報告いたします。

○議長（加藤弘己） 続いて、事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 松本和彦登壇〕

○議会事務局長（松本和彦） 議案書の受理について申し上げます。9月定例会に市長から提出されました議案は25件でございます。その内容は条例制定2件、条例の一部改正12件、令和元年度補正予算4件、平成30年度歳入歳出決算認定7件でございます。

6月以降の議会活動につきましては、お手元に配付いたしました市議会日誌のとおりでございます。以上で報告を終わります。

○議長（加藤弘己） 次に平成30年度湖西市財政指標について、総務部長から報告がございました。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） それでは、平成30年度の湖西市財政指標について報告をさせていただきますので、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

財政指標は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告しているものであります。

初めに、この表の1の（1）健全化判断比率についてであります。まず、この表の一番左側の実質赤字比率であります。これは一般会計における赤字の大きさを標準財政規模、平成30年度は約138億1,000万円、これに対する比率であらわすものでありまして、平成30年度の一般会計の実質収支額は約13億6,000万円の黒字でありましたので、この表には値が記載されません。なお、算定しました数値につきましては、マイナス9.87%でありました。

続きまして、その右側の連結実質赤字比率であります。国民健康保険事業などの特別会計、また病院

や水道事業などの企業会計を含めた湖西市の全ての会計に生じている赤字の大きさを、先ほどの標準財政規模に対する比率であらわすものであります。平成30年度の連結の実質収支額は約36億9,000万円の黒字でありましたので、先ほどと同様、記載はございません。なお算定しました数値は、こちらもマイナス26.72%となっております。

続きまして、その右側の実質公債費比率です。一般会計等が負担する元利償還金などを標準財政規模に対する比率であらわしたもので、5.6%となっております。この数値は、過去3年間の平均であらわすものであります。

次に、一番右側の将来負担比率であります。地方債の残高のほか一般会計が将来負担すべき退職手当などの実質的な負債を標準財政規模に対する比率であらわしたもので、20.1%となっております。

以上、4つの健全化判断比率は、表の中の下段になりますが、括弧内に示してあります早期健全化基準を下回っておりますことから、健全な財政運営ができていくということになります。

続きまして（2）の資金不足比率であります。水道事業会計、病院事業会計及び公共下水道事業会計とも、資金不足は発生しておりません。以上で報告とさせていただきます。

○議長（加藤弘己） 報告事項は終わりました。

ここで市長の挨拶がございました。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 皆様改めまして、おはようございます。本日から令和元年9月湖西市議会定例会が開催されるに当たりまして、前回の6月議会以降の湖西市としての取り組みを中心に、御挨拶申し上げます。

9月に入りまして、朝夕は少し涼しさも感じられるようになりましたけれども、この夏は特に梅雨明け以降、本当に暑さが厳しくて、全国的には熱中症等の報道も相次いだところと聞いております。また九州北部では、先般、佐賀などでも記録的な豪雨もありまして、一日も早い復旧をお祈りする次第でございます。

またお盆の時期には、台風10号が接近いたしまし

て、各地区の夏祭りですとか盆踊り、また浜名湖カップのサッカー大会など、夏休みの行事にも一部影響が出ました。幸いにも湖西市においては人命にかかわる被害は発生しておりませんが、やはりこういった安全安心、市民の皆さんの安全安心を第一に取り組みたいと考えております。

その中で、昨日9月1日は防災の日ということで総合防災訓練を開催させていただきました。市役所における災害対策本部の設置訓練のほか、地域ごとに工夫を凝らした防災講座ですとか、避難訓練・消火訓練などの訓練を実施いただきました。また、8月31日にはボートレース浜名湖で、住まいと暮らしの商工祭が開催された中で、災害ボランティアの皆様などにも御出展をいただきまして、防災グッズや非常食、備蓄など、さまざまな啓発をいただきました。また、先週金曜日のNHKナビゲーション、金曜の夜ですけれども、テレビ報道におきまして、南海トラフの巨大地震への備えといたしまして、湖西市内の保育園における避難訓練の様子でありますとか、津波避難タワー、ハザードマーカーなど、湖西市の取り組みが広範囲に報道において紹介をされたところでございます。やはり、いつ何時起こるか分からない災害に対しまして、常日ごろからの備えが大切であると、何よりも大切であると再認識をしたところでありますし、自助・共助・公助と、きのうの防災訓練での防災講座でもさまざまなところでおっしゃっていただいておりますけれども、この啓発と取り組みを継続してまいりたいと考えております。

次に、約1年前、平成30年9月に、岐阜県の養豚場で発生が確認されました豚コレラにつきまして、発生から約1年となりますけれども、豚コレラの感染イノシシが7つの県でも確認をされたほか、7つの府や県の養豚場で発生が確認され、残念ながらいまだに終息する気配はありません。湖西市におきましても、10軒の農家の方々が、静岡県内で第1位の約2万7,000頭の豚を飼育しておられます。各農家さん、事業者さんにおかれまして、防疫対策を強化いただいているところに加え、湖西市と静岡県が連携をして、消毒の徹底でありますとか、野生イノシシ

の侵入防止柵の設置など、さまざまな防疫対策を講じているところです。今後もこれまでと同様に、防疫対策を徹底するとともに、一日も早い終息を願い、今般、取り組みを強化した臭気、においの対策とあわせて、畜産振興、そして定住促進につながるような取り組みを並行して進めてまいります。

また続きまして、子供たちからお年寄りまで、全ての世代にとって重要となる公共交通の利便性の向上、同時に産業の振興による地域の活性化を実現するため、先月8月1日には自動運転の普及、及びMa a S、モビリティ・アズ・ア・サービス、これは移動手段をサービスとして提供するということかと解釈をしておりますけれども、これによる次世代の運行サービスを進めるため、トヨタ自動車やソフトバンクなどが設立をされた、モネ・テクノロジー株式会社と覚書を締結いたしました。今後、公共交通会議等におきまして、デマンド型のタクシーと、コーちゃんバスのような従来型の路線バスの役割分担を見直しつつ、自動運転に加えて、デマンド型タクシーのアプリの活用による配車予約、車内における移動店舗や医療機能の付加、さらには市内の企業との連携による通勤シャトルバスの市民の皆さんへの活用の可能性など、具体的な事業を詰めた上で、極力早期に実証実験のめどをつけ、例えば高齢者の方々が運転免許を返納された後も病院や買い物などに安心して行けるなど、利便性の向上による地域福祉の向上につなげていきたいと考えています。

さらに地域医療につきましては、湖西病院において、6月から地域包括ケア病床の運用を開始いたしました。これは、湖西病院以外のほかの病院も含めて、手術ですとか一般病床での治療の後に、退院して御自宅等へお帰りになるまでの間、軽度な治療やリハビリなどを受けながら、引き続き御入院をいただく病床となっており、順調に運用がされているというふうに聞いております。

またさらに今月9月からは、湖西病院において地域連携外来を開設いたします。いわゆる各地区の診療所、開業医さんなどにおきまして、その診療所の先生が主治医となって、在宅にて療養されておられる患者さんや、湖西市外の病院で手術、診療など

を受けた後に一時的に入院の必要が生じた場合の受け入れを湖西病院で行うなど、病・診の連携、いわゆる病院と診療所との連携を強化することで、スムーズな患者さんの受け入れにつなげ、市民の皆様の地域医療の向上・充実、さらには病床の有効活用等による湖西病院の経営改善にもつながるものと期待をしています。

また、今回の一般質問の通告でもいただいていると認識しておりますけれども、市内の分娩施設につきましても、現在は全国的な産婦人科医の不足もあり、大変厳しい状況ではありますが、人口減少対策、定住促進のための子育て支援の充実は、湖西市としても重要な政策であることから、例えば助産所や助産師さんなども連携を視野に入れて、市内での分娩施設の開設につながるような新たな取り組みを、少しでも皆さんに早くよい御報告ができるように、例えば妊婦さんでお仕事をされていて、時間がなかなかとれなかったり、お子さんが小さい中で妊婦健診などに市外の遠くの病院などにも行かずに、湖西市内で健診が受けられるなど行きやすくなるよう、そのような取り組み、関係機関と連携をしながら取り組んでいるところです。

また、地域の活性化に関しましては、夏休みに入りました7月29日から8月9日までの平日2週間、初めてのチャレンジといたしまして、JRの新所原駅南口において、有楽地広場バル、通称広バルを、地域活性化の実証実験として開催をさせていただきました。午後4時から7時までの3時間、平日の10日間で、合計1,115人の来場者をいただき、当初は新所原駅の周辺の会社帰り、お仕事帰りの方を主に想定していたところですが、実際には地元の住民の方々にも大勢繰り返しお越しいただくなど、想定以上の方々にお立ち寄りをいただいたと考えています。来場された方々や出展されたお店の皆さんへのアンケート、また直接お会いした際なども、これからも定期的実施してほしいなど、前向きな意見を多くいただいております。これから、いわゆる土地の活用方策として、立地適正化計画を策定するための外部の有識者による審議会を9月6日、今週ですけれども、9月6日に立ち上げて議論をしていく予定と

しておりますが、このような実証実験も参考に、土地政策初め、今後の展開を考えて、地域の活性化につなげてまいりたいと考えています。

さらには今申し上げた立地適正化計画の策定とあわせまして、令和3年度、約1年半後ですけれども、新たにスタートする予定の第6次湖西市総合計画の策定に当たり、湖西市の将来像を考えていただくため、無作為抽出をした市民の皆様から希望者を募り、市民ワーキンググループを8月には2回開催をさせていただきました。10代から70代まで幅広い世代の方々に御参加をいただき、メンバーの皆さんには湖西市の現状やよいところ、足りないところ、こういうものがあつたらいいなど、多岐にわたり大変御熱心に議論をいただいております。きっとすばらしい将来像が、市民の皆さんからも導き出されるのではないかと期待をしております。次回、第3回が最終回の予定ですが、9月21日土曜日に開催予定となっております。傍聴も自由ですので、御関心のある方はぜひごらんいただければと思います。また、このワーキンググループでの議論も踏まえ、湖西市としても人口減少対策を中心に持続可能な発展のための中長期的な計画を策定してまいりたいと考えております。

さて、スポーツに関しましては、この夏の全中、全国大会に、湖西市の岡崎中男子、新居中女子のバレーボール部が、東海大会で優勝、準優勝という輝かしい実績のもとで、史上初めて湖西市から男女そろって全国大会に出場されました。岡崎中男子は決勝トーナメントにも進出をされ、全国ベスト16という健闘を見せてくれました。その他の陸上や水泳などの競技においても、昨年を上回る54名の選手たちが、全国や東海大会に出場し活躍をしてくださったところです。

また、来年に迫った東京でのオリンピック・パラリンピックに向けまして、2年ぶりにスペイン卓球代表の選手団が8月21日から31日まで、湖西市内のアムニティプラザで事前の合宿を行いました。市内の中学生や高校生などと合同練習、技術指導をいただいたり、8月28日にはデンソーの女子卓球部、愛知工業大学や専修大学など国内の1部リーグ所属の

選手たちと国際交流親善試合を行っていただき、これには2年前に比べても約100名多い400名の方々に御来場いただきました。また、おいでん祭においても、選手の紹介でありますとか、選手が浴衣姿やはっぴ姿に着がえてくれて、市民総踊りへの参加をいただくなど、日本の文化に親しんでいただくと同時に、国際交流や親善活動により、市民の皆様のオリンピック・パラリンピックに向けての機運醸成にも大きく貢献いただいたところでありますし、きのうの朝にはスペインの選手を見送ってまいりましたときにも、監督から湖西市の市民の皆さんの温かさなども評価をいただき、来年のオリンピック・パラリンピック本番に向けて、シー・ユー・ネクストイヤーという挨拶を交わさせていただいたところです。

さて、来月10月からは湖西市の人口減少対策、定住促進につながる新たな事業といたしまして、昨年10月の新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金に続き、住もっか「こさい」定住促進奨励金を事業として開始をいたします。またさらには、湖西市内に住み、市内の企業で働いていただく方に対する、企業とも連携をした奨学金の返済支援制度の創設なども、来春からの実施に向け、定住促進につながるような制度設計を現在進めているところです。もちろん、道路や上下水道、環境センターなどといった生活に不可欠なインフラの整備、質の向上に加えて、みらいのこさい調査事業において行っている子供連れに優しい市役所でありますとか、スポーツの振興、女性活躍の推進など、湖西市に住むきっかけとなり、そして住み続けたいと思っていただけるような新しい施策にも引き続きチャレンジをし続けたいと考えております。市議会議員の皆様方におかれましても、建設的かつ前向きな御提案、御議論をお互いに深めさせていただき、さらなる市民生活の向上や市の持続可能な発展につながれたらと考えております。

結びといたしまして、先ほど事務局長から御説明いただきましたとおり、今回9月議会に提案をさせていただきます案件は、条例の制定や改正、補正予算、決算など25件でございます。後ほど提案理由説明をさせていただきますが、保育の質の確保に関す

る条例を初め、湖西市の持続可能な発展につながるものばかりでございます。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤弘己） 挨拶は終わりました。

午前10時25分 開議

○議長（加藤弘己） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（加藤弘己） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に6番 菅沼 淳君、7番 土屋 和幸君を指名いたします。

○議長（加藤弘己） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を本日から10月2日までの31日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議ありませんので、そのように決定しました。

次に休会日についてお諮りいたします。9月3日から8日、12日から16日、18日から10月1日は、議案調査のため休会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤弘己） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○議長（加藤弘己） 日程第3 議案第55号 湖西市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定に基づく施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定に関する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長、お願いします。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） それでは、議案第55号につきまして御説明を申し上げます。

本議案は、10月からの幼児教育の無償化に伴い、認可外の保育施設は県への児童福祉法に基づく届け出がされていれば、5年間は国が定める保育基準を満たしていない施設であっても無償化の対象施設となりますが、条例により市が保育の基準を定めた場合、無償化の対象施設を国の基準を満たす施設に限ることができるため、条例制定を行い、施設を利用する児童への保育の質の確保と安全・安心に対し一定の水準を設けるものでございます。

既に一部報道でも取り上げていただいておりますけれども、詳細につきましては教育次長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 教育次長に補足説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 鈴木 徹登壇〕

○教育次長（鈴木 徹） 補足説明をさせていただきます。

現在、湖西市には認可外保育施設が4カ所あり、いずれも事業所内保育施設で、現段階において国の基準を満たしております。今回の制定は、今後において保育の質を伴わない認可外保育施設の運営に制限をかけるものであり、市長の提案説明のとおり、施設を利用する児童への保育の質と安全・安心に対し、一定の水準を設けるものであります。

まず、第1条は趣旨について規定し、第2条は施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲を限定するものであります。なお、施設等利用費とは、認可外保育施設を利用する無償化対象児童の世帯に対して、市が支給する補助金のことであります。

第3条は条例で定める基準として、市が定める無償化対象施設の基準は、国の基準以上のものと規定するものであります。

施行日は令和元年10月1日とするものです。以上

でございます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第4 議案第56号 湖西市立認定こども園条例制定について及び日程第5 議案第57号 湖西市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第56号及び第57号につきまして、一括して御説明を申し上げます。

議案第56号は、令和2年度から湖西市立新居幼稚園を、幼稚園と保育所の機能や特色をあわせ持ち、育児相談や親子で遊べる園庭開放などの地域の子育て支援も行う施設である幼保連携型認定こども園として設置を行い、その運営を実施するために必要となる条例を制定しようとするものでございます。

公立幼稚園をこども園化することにより、これまで幼稚園で空き教室であった部屋を保育室として有効活用することができ、また保護者の就労の有無にかかわらず利用することが可能で、教育と保育の一体提供を行うことができる施設として、未就学児の教育や保護者の子育てと仕事の両立支援につながるものと期待をしております。

あわせて新居幼稚園のこども園化に伴い、湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例及び湖西市立学校体育施設使用条例を改正するものでございます。

次に議案第57号は、新居幼稚園がこども園化することに伴い、本条例に規定する学校ではなくなることから、規定から外すべく改正するものでございます。

詳細につきましては教育次長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 教育次長に補足説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 鈴木 徹登壇〕

○教育次長（鈴木 徹） 補足説明をさせていただきます。

議案第56号につきましては、湖西市立新居幼稚園がこども園化することに当たり、名称及び位置を定めるとともに、保育料等について規定するものであります。

第1条は設置について、第2条は幼保連携型認定こども園の名称及び位置を規定するもので、第3条はこの条例における用語の定義を定めるものであります。

第4条は、湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例に定める利用者負担額を保育料とすることを規定するものであります。

第5条は、こども園において保育必要量を超えて保育を利用した場合の延長保育料を規定するものであります。

第6条は、こども園の幼稚園部分を利用している園児が教育時間終了後等に利用した場合にかかる経費である一時預かり保育料を定めるもので、別表におきまして、その保育料を規定するものであります。

第7条は保育料等の減免について規定するものであります。

第8条は委任規定であります。

附則第1項は、令和2年4月1日を施行日とするものであります。

附則第2項は、幼保連携型認定こども園が幼稚園及び保育所と同等の重要な公の施設であることから、湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例に規定するため、一部改正をするものであります。

附則第3項は、新居幼稚園がこども園化することに伴い、遊戯室は午前7時から午後7時までの開園時間中はこども園として利用する場所となり、一般使用ができなくなることから、湖西市立学校体育施設使用条例の規定から新居幼稚園遊戯室の名称を削除する一部改正をするものであります。

続きまして、議案第57号について補足説明をさせていただきます。

新居幼稚園がこども園化することに伴い、学校教育法で規定される幼稚園でなくなることから、規定から新居幼稚園の名称を削除する一部改正をするものであります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第6 議案第58号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第58号につきまして御説明を申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行により、令和元年10月1日から幼児教育無償化が実施をされることに伴い、国が定める新たな用語への改正や3歳児以上の保育料の無償化など5つの条例の改正を一括して行うものでございます。

詳細につきましては教育次長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 教育次長に補足説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 鈴木 徹登壇〕

○教育次長（鈴木 徹） 補足説明をさせていただきます。

第1条は湖西市立幼稚園一時預かりに関する条例の一部改正であり、国が定める新たな用語に改正するものであります。

第2条は湖西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であり、国が定める新たな用語への改正及び給食費についての規定等、国の基準に沿った規定に改正するものであります。

第3条は湖西市特定教育・保育施設及び特定地域



型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部改正であり、条例の題名を改正するほか、3歳児以上の保育料の無償化のため別表を改正するとともに、湖西市が設置する保育所及び幼稚園における給食費の上限を国の想定額の7,500円とし、その範囲内で規則で定める額を徴収することや、給食費の減免について規定する改正を行うものであります。

第4条は湖西市立保育所条例の一部改正であり、保育所の3歳児以上の給食費が実費徴収になることに伴い、3歳児以上の未就学児が保育所の一時預かりを利用した場合についても1日当たり250円の給食費分を上乗せし、1日1,250円の利用者負担額に改定するものであります。

第5条は湖西市立幼稚園保育料徴収条例の廃止であり、保育料を徴収する必要がなくなることから廃止するものであります。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第7 議案第59号 湖西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第59号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、条例別表中の事務の規則改正や条例廃止、また事務根拠法の改正との整合を図るため改正するものでございます。

詳細につきましては企画部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 企画部長に補足説明を求めます。企画部長。

〔企画部長 佐原秀直登壇〕

○企画部長（佐原秀直） 補足説明をさせていただきます。

初めに、条例別表第1の4の項及び別表第2の10の項の改正についてでございます。こども医療費助成において、平成31年4月に適用された所得制限の撤廃に伴い、令和2年3月31日をもって所得の確認がなくなるため、削除するものでございます。

次に、条例別表第1の7の項及び別表第3の改正についてでございます。本年10月から開始する幼児教育無償化の実施に伴い、幼稚園就園奨励費の支給制度が廃止され、新たな支給制度が始まるため削除するものでございます。

次に、条例別表第2の1の項及び2の項の改正についてでございます。平成30年6月に施行されました生活保護世帯の子供の大学等への進学支援を図ることを目的とした進学準備給付金の創設に伴い、同表の1の項及び2の項に、「若しくは進学準備給付金」を追加するものでございます。

次に、条例別表第2の4の項の改正についてでございます。働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の改正による、「雇用対策法」の題名改正に伴い、同表の4の項中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改めるものでございます。

なお、附則はこの条例の施行期日の規定でございまして、別表第1の7の項及び別表第3の改正規定は令和元年10月1日から、別表第1の4の項及び別表第2の10の項の改正規定は令和2年4月1日から、そのほかの改正規定は公布の日から施行しようとするものでございます。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第8 議案第60号 湖西市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第60号につきまして御説

明を申し上げます。

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が平成31年4月17日に公布をされたことに伴い、総務省から示されている印鑑登録証明事務処理要領が改正されることから、湖西市印鑑条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、住民票に旧氏、いわゆる旧姓の併記が可能となったことによりまして、登録できる印鑑の規定の見直しと事務処理要領に準じた字句等の整理でございます。

附則といたしましては、施行日を政令等の施行日と同日である令和元年11月5日とするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第9 議案第61号 湖西市手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第61号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は2点ありまして、まず1点目は、建築物の認定事務に関する改正でございます。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律が、令和元年5月17日に公布をされ、6カ月以内に施行されることに伴い、同法第29条第3項の規定に基づく複数建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定事務手数料を新たに設けようとするものでございます。

なお手数料の金額につきましては、既存の条例に定められております単体の建築物の認定事務手数料を合算することにより、改正で創設をされた複数建築物の認定事務手数料とするものでございます。

2点目は消防関係の改正でございます。総務省において令和元年10月1日に予定をされている消費税

及び地方消費税の税率の引き上げにより、その積算に増額の影響を受けることとなる手数料のうち、直近の人件費や物件費等の変動を加味した試算により、現行に比べて増額となる手数料の改定を図るため、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和元年5月24日に公布をされました。これに伴い、所要の金額の改正を行うものでございます。

附則は施行期日の規定で、建築物の認定事務に関する改正は改正法の施行の日から、消防関係の改正については令和元年10月1日から施行しようとするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第10 議案第62号 新居関所史料館条例及び新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第62号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、新居関所史料館の入館料につきまして、市の統一的な基準である、公の施設に関する使用料の設定基準を参考に算定し直した入館料に見直すとともに、字句の整理を行うものでございます。また、本条例の改正の影響を受ける新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例につきましても、一部改正を行うものでございます。

なお施行日は、入館料の改正に関する新居関所史料館条例第7条第1項、新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例第7条第1項、各条例の別表の改正につきましては、令和2年4月1日、それ以外は公布の日から施行とするものでございます。

詳細につきましては教育次長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますよ

うお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 教育次長に補足説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 鈴木 徹登壇〕

○教育次長（鈴木 徹） 補足説明をさせていただきます。

新居関所史料館条例第4条から第6条及び第13条の改正は、字句の整理であります。

第7条及び第10条の改正は、字句の整理及び事務の主体を教育委員会から市長に改正するものです。これは、使用料の徴収及び議会の議決を経るべき損害賠償の事件に係る事務については地方自治法第149条、第180条の6により、本来、市長の行うべき事務として規定されていることによるものです。

別表の改正につきましては、公の施設に関する使用料の設定基準を参考に算定し直した入館料に見直しを行うものです。

また、今回新たに年間パスポートを設定させていただきましたが、これは、年に数回実施されております企画展などを楽しみに来館するお客様や、親戚や友人を関所に案内したいという方のために設けたものでございます。市民の方や関係者の方にぜひ活用していただき、集客につなげたいと考えております。

新居宿旅籠紀伊国屋資料館条例の改正につきましては、新居関所史料館条例と同じく第4条から第6条及び第9条が字句の整理、第7条が字句の整理及び事務の主体を教育委員会から市長に改正するものです。

別表の改正につきましては、新居関所史料館の入館料の改正に伴いまして、共通入館料と年間パスポート料を追加する改正を行うものです。以上でございます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

ここで休憩をとりたいと思います。暫時休憩いたします。再開を11時15分とさせていただきます。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（加藤弘己） それでは休憩を解いて会議を

再開いたします。

日程第11 議案第63号 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第63号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、改正をするものでございます。

改正の内容は、根拠法の改正に伴う項ずれの整理のほか、20人以上の未就学児を保育する保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保を不要とするもの、また、小規模保育事業所等が設定する連携施設の確保の経過措置期間をさらに5年延長するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第12 議案第64号 湖西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第64号につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令において、指定都市の長に関する部分が平成31年3月29日に、専門職大学に関する部分が平成30年2月16日にそれぞれ公布、平成31年4月1日に施行されたことから、これとの整合を図るため、本条例の一部を改正しよ

うとするものでございます。

改正の内容といたしまして、具体的には、放課後児童支援員認定資格研修実施の事務権限が今までは県知事のみであったものが、平成31年度から新たに指定都市の長に与えられたことから、現在の「都道府県知事が行う研修」に「指定都市の長」を加える字句の追加と、学校教育法に新たに平成31年度から創設をされた専門職大学に関する規定が定められ、基準省令第10条第3項第5号に規定されている「学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者」に「当該学科又は当該課程を修めて学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者」を加えることとなったことに伴い、放課後児童支援員に関する条例内に同内容を明記し、省令改正と同様に規定を改めるものでございます。

なお施行日は公布の日から施行をするものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

---

○議長（加藤弘己） 日程第13 議案第65号 湖西市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第65号につきまして御説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成30年6月27日に公布をされ、平成31年4月1日に施行されたことに伴い、災害援護支援貸し付けにおける貸付利率が、年3%以内の範囲で自治体ごとに定めることが可能となりました。近隣市との均衡を加味し、保証人の有無により、利率をそれぞれ無利子及び1%と条例で規定をするものでございます。

また、同法の改正においては、貸付金の償還方法についても年賦・半年賦に加え、新たに月賦償還が追加をされました。同じく条例で規定するものでございます。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

---

○議長（加藤弘己） 日程第14 議案第66号 湖西市給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第66号につきまして御説明を申し上げます。

水道法及び水道法施行令の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定に5年ごとの更新制度が導入をされることを受け、更新手数料を新設するとともに、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

---

○議長（加藤弘己） 日程第15 議案第67号 湖西市水道の布設工事及び布設工事監督者等の資格に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第67号につきまして御説明を申し上げます。

水道法の一部改正に伴う水道法施行令の一部改正により、所要の整備を行うため、条例の一部を改正

するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第16 議案第68号 湖西市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第68号につきまして御説明を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月14日に公布をされたことに伴い、本条例において人権を尊重するため、成年被後見人等が消防団員になることができないとする規定を削除するものでございます。

また、消防組織法第23条第2項の規定により、消防団員の階級は消防庁の定める基準に従い定めることとされているため、階級から「本部長」を削除し、平成29年4月から運用している学生消防団活動認証制度との整合を図るため、任用規定に「通学」を加えるものでございます。

さらに、消防団員のサラリーマン化に伴い、平日昼間の災害対応力が低下をしていることから、災害支援を中心に活動する「機能別団員」について規定するものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第17 議案第69号 令和元年度湖西市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第69号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億1,059万5,000円を増額し、総額を214億1,786万3,000円にしようとするものでございます。

歳入の内容を申し上げますと、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び市債を増額するものでございます。

歳出の主な内容を申し上げますと、鷺津駅前広場シェルター設置のための事業費、上田町地区特定利用斜面保全及び命山整備のための事業費、幼児教育無償化に伴う給食費の一部無償化により園の給食会計を一般会計に移行するための事業費を計上するものでございます。

また、歳入歳出予算の補正とあわせまして、地方債の変更を予定しております。

詳細につきましては総務部長から補足説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） 補足説明させていただきます。

初めに、第2表地方債補正について御説明いたします。恐れ入りますが、議案書の56ページをごらんいただきたいと思っております。

道路整備事業として鷺津駅前広場シェルター設置について、そしてその下にあります地震対策事業として上田町地区特定利用斜面保全及び上田町命山津波避難広場整備について、起債の限度額を増額しようとするものであります。

続きまして、第1表の歳入歳出予算補正について御説明いたします。

初めに歳出について御説明いたしますので、恐れ入りますが、水色の表紙になります、補正予算に関する説明書、10、11ページをごらんいただきたいと思っております。参考資料につきましては106ページからとなります。

2款1項7目財産管理費の財産管理経費の補正額

は550万円で、大倉戸茶屋松線整備事業の進捗状況に合わせ、登記事務に係る委託料を増額するものであります。

8目交通安全対策費の公共交通推進費の補正額は135万4,000円で、デマンド型乗合タクシー実証実験の北部地域での実施など、運行業務に係る委託料159万8,000円を増額し、コーちゃんバスの減便に伴い、バス事業運行に係る負担金24万4,000円を減額するものであります。

11目情報政策費の情報化推進費の補正額は384万9,000円で、システム改修や機器の更新作業等に対応するため、臨時職員1名分の賃金87万9,000円を増額、また印鑑登録証明事務において旧氏、先ほども言いましたが、いわゆる旧姓の併記を可能とするためのシステム改修に係る委託料297万円を増額するものであります。

3款1項11目後期高齢者医療費の後期高齢者医療事業費の補正額は1,122万4,000円で、平成30年度療養給付費負担金の精算に伴い、県広域連合への負担金を増額するものであります。

12、13ページをごらんください。

2項1目児童福祉費の児童福祉総務費の補正額は82万8,000円で、組織改正による対象職員の増加や職員の産休、育休の影響等により、時間外勤務手当を増額するものであります。

2項2目母子福祉費の未婚の臨時給付金支給事業費の補正額は43万8,000円で、未婚の児童扶養手当受給者を対象とした臨時・特例給付金事業に係る交付金や消耗品費等39万4,000円及び時間外勤務手当4万4,000円を計上するものであります。

3目保育所費の公立保育所総務費の補正額は227万7,000円で、職員の産休、育休に伴う臨時職員1名分の賃金を増額するとともに、幼児教育無償化に対応するため、システム改修に係る委託料や消耗品費等を増額するものであります。

14、15ページをごらんください。

3項1目生活保護費の補正額は398万2,000円で、制度改正に対応するため、生活保護システムの改修及び被保護者健康管理支援事業に備えたレセプト管理システムの改修に係る委託料を増額するものであ

ります。

6款1項3目地域農政総合推進事業費の地域農政関係経費の補正額は200万円で、耕作放棄地緊急解消促進事業を活用する2名の農業者への補助金を計上するものであります。

8款2項2目道路維持費の道路施設管理運営費の補正額は3,114万5,000円で、関係機関との協議を経て実施する鷺津駅前広場シェルター設置に係る工事請負費及び旅費を計上するものであります。

3目道路新設改良費の道路改良費の補正額は800万円で、老朽化が進行している藤ヶ池跨線橋と上ノ原跨線橋の耐震性能の検証及び補強概略検討に係る委託料を計上するものであります。

16、17ページをごらんください。

9款1項5目地震対策費の地震対策関係経費の補正額は2,063万8,000円で、上田町命山津波避難広場の設計業務に係る委託料248万8,000円及び上田町地区特例利用斜面保全事業に係る県事業費が確定したことによる建設負担金1,815万円を計上するものであります。

10款1項2目事務局費の事務局関係経費の補正額は89万8,000円で、職員の産休、育休に伴う臨時職員1名分の賃金を計上するものであります。

また、豊田佐吉翁記念奨学金事業費の補正額は28万8,000円で、令和元年度奨学生の決定に伴い、交付金を増額するものであります。

3目教育指導費の教育指導関係経費の補正額は97万6,000円で、職員の産休、育休に伴う臨時職員1名分の賃金を計上するものであります。

18、19ページをごらんください。

4項1目幼稚園費の鷺津幼稚園管理運営費の補正額504万9,000円、その下になります白須賀幼稚園管理運営費の補正額130万4,000円、新所幼稚園管理運営費の補正額78万6,000円、岡崎幼稚園管理運営費の補正額437万6,000円、知波田幼稚園管理運営費の補正額102万9,000円、新居幼稚園管理運営費の補正額357万円は、幼児教育無償化に伴う給食費の一部無償化により、園の給食会計を一般会計に移行するため、給食外部搬入業務に係る委託料及び賄材料費等を増額するものであります。

また、幼稚園総務費の補正額は108万4,000円で、職員の産休、育休に伴う臨時職員1名分の賃金を計上するものであります。

以上、歳出の補正額は1億1,059万5,000円の増額であります。

続きまして歳入について御説明いたしますので、恐れ入りますが、前に戻っていただきまして、補正予算に関する説明書、4、5ページをごらんいただきたいと思っております。参考資料につきましては、104ページからとなります。

14款2項3目民生費国庫補助金の補正額は、児童福祉費補助金180万4,000円及び生活保護費補助金346万5,000円を合わせた526万9,000円で、児童福祉費補助金は、未婚の児童扶養手当受給者を対象とした臨時・特例給付金事業の事業費に対する補助金43万8,000円と、幼児教育無償化に対応するための事務費に対する補助金136万8,000円を増額、生活保護費補助金は制度改正に対応するためのシステム改修に対する補助金を増額するものであります。

15款2項9目消防費県補助金の補正額は1,016万9,000円で、上田町地区特定利用斜面保全事業及び上田町命山津波避難広場整備事業の事業費に対する県補助金を増額するものであります。

18款1項1目財政調整基金繰入金の補正額は429万2,000円の減額で、財政健全化のために財政調整基金へ繰り戻すものであります。

8目豊田佐吉翁記念奨学基金繰入金の補正額は28万8,000円で、令和元年度奨学生の決定による交付金の増額に伴い、繰入金を増額するものであります。

6、7ページをごらんください。

2項3目介護保険事業特別会計繰入金の補正額は3,571万5,000円で、平成30年度介護保険事業の精算に伴い、介護保険事業特別会計からの繰入金を増額するものであります。

4目後期高齢者医療事業特別会計繰入金の補正額は79万9,000円で、同じく平成30年度後期高齢者医療事業の精算に伴い、後期高齢者医療事業特別会計からの繰入金を増額するものであります。

5目国民健康保険事業特別会計繰入金の補正額は1,036万円で、平成30年度国民健康保険事業の精算

に伴い、国民健康保険事業特別会計からの繰入金を増額するものであります。

20款6項2目雑入の補正額は1,898万7,000円で、平成30年度県後期高齢者医療広域連合事務費負担金の精算に伴う県広域連合からの納入金676万1,000円及び幼稚園の給食会計を一般会計に移行することによる各園の実費徴収金1,222万6,000円を増額するものであります。

21款1項8目土木債の補正額は2,320万円で、鷲津駅前広場シェルター設置の事業費に対する市債を増額するものであります。

8、9ページをごらんください。

9目消防債の補正額は1,010万円で、上田町地区特定利用斜面保全事業及び上田町命山津波避難広場整備事業の事業費に対する市債を増額するものであります。

以上、歳入の補正額は、歳出と同額の1億1,059万5,000円の増額であります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第18 議案第70号 令和元年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第70号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,036万円を増額し、総額を56億9,636万円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしまして、歳出につきましては、平成30年度国民健康保険事業の確定に伴い、事務費等の繰入金を精算し、一般会計に返還するため、繰出金を1,036万円増額しようとするものでございます。

この繰出金の補正財源といたしましては、前年度繰越金1,036万円を充てさせていただくものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し

上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第19 議案第71号 令和元年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第71号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,831万3,000円を増額し、総額を43億2,492万9,000円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしまして、歳出につきましては、平成30年度の介護保険事業の精算に伴い、超過交付金等を国、支払基金、県へ返還するための償還金として5,259万8,000円、前年度一般会計繰入金精算による返還のための繰出金を3,571万5,000円、それぞれ増額をしようとするものでございます。

補正の財源といたしましては、前年度繰越金8,831万3,000円を充てさせていただくものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第20 議案第72号 令和元年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

なお、議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） 議案第72号につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ79万9,000円を増額し、総額を6億7,363万9,000円にしようとするものでございます。

補正の内容といたしまして、歳出につきましては、平成30年度後期高齢者医療事業の確定に伴い、事務費等の繰入金を精算し、一般会計に返還をするため、

繰出金を79万9,000円増額をしようとするものでございます。

この繰出金の補正財源といたしましては、前年度繰越金64万5,000円及び保険料還付金15万4,000円を充てさせていただくものでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

○議長（加藤弘己） 日程第21 議案第73号 平成30年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第27 議案第79号 平成30年度湖西市病院事業会計決算認定についてまでの7件を一括議題といたします。

なお、これらの議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の一括説明を求めます。市長。

〔市長 影山剛士登壇〕

○市長（影山剛士） それでは、議案第73号から79号までの7議案につきまして、一括して御説明を申し上げます。

まず初めに、議案第73号についてでございます。

当初205億円でスタートした予算は、計6回の補正を行い、19億5,427万6,000円を増額し、また前年度の繰り越し事業費を加え、最終的には230億6,779万6,000円となりました。

予算の執行に当たりましては、支出を少しでも抑えるよう努力をし、財源の留保に努めました。

決算額につきましては、歳入は215億5,439万8,514円、歳出は199億6,157万6,177円となり、前年度と比べまして、歳入は約2億4,171万7,000円、1.1%の減少、歳出では約3億8,637万7,000円、1.9%の減少となりました。

この結果、歳入歳出差引額は15億9,282万2,337円となり、このうち財政調整基金へ8億3,000万円を積み立て、繰越明許費等に充てるため、翌年度へ繰り越さなければならない財源2億2,823万9,000円を差し引いた翌年度繰越額は、5億3,458万3,337円となりました。

続きまして、議案第74号について御説明を申し上げます。

予算は2回の補正を経まして、最終的には58億



6,150万7,000円となりました。

決算額は、歳入60億6,624万8,483円、歳出56億7,314万8,825円となり、前年度と比べ、歳入では約7億5,832万1,000円、11.11%の減少、歳出では約5億9,495万3,000円、9.49%の減少となりました。

歳入の内訳は、国民健康保険税、県支出金が主なものでございます。

歳出は、保険給付費、国民健康保険事業費納付金が主なものでございます。

この結果、歳入歳出差引額は3億9,309万9,658円となり、全額を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、議案第75号につきまして御説明を申し上げます。

予算は計2回の補正を経まして、最終的には40億6,511万円となりました。

決算額は歳入40億2,770万6,628円、歳出38億1,688万6,049円となり、前年度と比べ、歳入では約9,290万3,000円、2.3%の増加、歳出では約6,222万3,000円、1.6%の増加となりました。

歳入の内訳は、第1号被保険者の保険料と、国、支払基金、県及び市からのそれぞれの負担割合による収入が主なものでございます。

歳出は、介護給付費と地域支援事業費が主なものでございます。

この結果、歳入歳出差引額は2億1,082万579円となり、うち介護保険給付等支払準備基金へ7,814万1,511円を積み立て、1億3,267万9,068円を翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、議案第76号について御説明を申し上げます。

予算は2回の補正を経まして、最終的には6億6,833万7,000円となりました。決算額は、歳入6億6,603万884円、歳出6億6,537万4,831円となり、前年度と比べ、歳入では約5,464万6,000円、8.94%の増加、歳出では約5,684万9,000円、9.34%の増加となりました。

歳入の内訳は、後期高齢者医療保険料と一般会計からの繰入金が主なものでございます。

歳出は、総務管理費、広域連合納付金が主なものでございます。

この結果、歳入歳出差引額は65万6,053円となり、全額を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、議案第77号について御説明を申し上げます。

平成30年度から、下水道事業は地方公営企業法の一部を適用する公営企業会計へ移行をしました。そして、さらなる生活環境の改善、公共用水域の保全のために、管渠整備を進めるとともに、下水道施設の長寿命化を目指して適切な修繕を行ってまいりました。

初めに財政状況についてでございますが、経済活動の収支を示す収益的収支につきましては、事業収益13億5,417万9,332円に対しまして、事業費用13億3,229万8,719円となりました。

損益計算書による収支は、純利益1,270万3,757円を計上しています。

次に経営活動の維持発展を図るための設備投資及び企業債の償還等を示します資本的収支につきましては、収入額4億8,976万1,586円に対しまして、支出額は8億4,121万7,143円となりました。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億5,145万5,557円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填をさせていただいております。

続きまして、議案第78号について御説明を申し上げます。

平成30年度の水道事業は、水質の安全性及び地震対策を考慮した管網の整備拡充を図り、生活や社会経済活動に欠くことのできない水道水を安全で安定的に供給することにより、公共の福祉を増進するよう努めてまいりました。

初めに財政状況についてであります。経済活動の収支を示す収益的収支につきましては、事業収益12億3,734万7,499円に対しまして、事業費用10億4,318万4,110円となり、1億9,416万3,389円の利益を計上することができました。

次に経営活動の維持発展を図るための設備投資及び企業債の償還等を示します資本的収支につきましては、収入額1,760万1,816円に対しまして、支出額は3億8,474万6,015円となりました。この支出の主

なものは、国道301号青平地内配水管布設替え工事ほか10件、延長2,692メートルを施工したものでございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億6,714万4,199円は、公営企業法の定めるところによりまして、内部留保資金より補填をさせていただきます。

なお、剰余金の処分につきましても、あわせて御審議をお願いするものでございます。

最後に、議案第79号につきまして御説明を申し上げます。

市立湖西病院は、地域における唯一の公立病院として、信頼と貢献を基本理念に、患者の皆様が安心して、かつ利用しやすい病院となるよう病院運営に努めてまいりました。

平成30年度の病院事業会計の収益的収支は、収入額34億2,586万2,847円に対して、支出額33億1,790万9,980円となりました。

損益計算書による収支は、純利益8,991万8,813円を計上しています。

次に資本的収支は、収入額が2億6,399万5,000円で、支出額は4億3,052万5,521円となりました。この支出の主なもの、医療機器の購入及び企業債の償還金でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億6,653万521円は、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金により補填をさせていただきます。

以上、決算認定において、その概要を御説明申し上げましたが、監査委員の慎重なる審査をいただいておりますことを申し添えます。

詳細につきましては、決算説明会において御説明をさせていただきます。以上です。

○議長（加藤弘己） 説明は終わりました。

会議の途中ですが、ここで昼の休憩をとりたいと思います。再開は午後1時とします。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（加藤弘己） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

まず、総務部長から訂正の報告がございますので、総務部長。どうぞ。

〔総務部長 山本一敏登壇〕

○総務部長（山本一敏） 恐れ入ります。先ほどの議案第69号 令和元年度湖西市一般会計補正予算（第3号）で、私の補足説明の中で、1点、言い間違いがありましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

歳入のところ、補正予算に関する説明書4、5ページになりますが、14款2項3目民生費国庫補助金の児童福祉費補助金、右側の合計金額欄の2段目にはなるんですが、そこに表記してあるのが、136万6,000円、これを私のほうが136万8,000円と申してしまいましたので、表記のとおり、136万6,000円が正解ですので、訂正をし、おわびを申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤弘己） ここで監査委員より決算審査意見書が提出されていますので、審査の内容について報告を求めます。監査委員、墨岡秀治君。

〔監査委員 墨岡秀治登壇〕

○監査委員（墨岡秀治） 代表監査委員の墨岡秀治です。

それでは、本日議題となっております議案第73号から第79号までの審査結果につきまして、御報告申し上げます。

平成30年度の湖西市一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況、並びに湖西市公営企業会計の決算内容につきまして、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項、並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、市長から令和元年6月28日付で審査に付されましたので、同日から同年8月19日にかけて、その決算数値及び算定の基礎となる事項が関係法令に準拠し、適正に表示されているかを主眼として、議選の神谷里枝監査委員とともに、慎重に審査いたしました。

審査は、決算書類等と基礎となる事項を記載した帳票類との照合並びに関係職員からの説明聴取により実施いたしました。その結果、審査に付された基

礎となる事項を記載した帳票類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と符合して正しくあり、予算の執行等についてもおおむね適正に行われているものと認めるものです。

初めに、一般会計の概要について、お手元の湖西市各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の8ページをごらんください。

一般会計の歳入決算額は215億5,439万8,000円で、前年度に比べ2億4,171万7,000円、1.1%減少し、歳出決算額は199億6,157万6,000円で、前年度に比べ3億8,637万7,000円、1.9%減少しました。歳入の減少は、主に地方交付税の合併算定替えによる段階的な縮減の影響、臨時福祉給付事業の終了による国庫補助金の減少、そして市債発行額の抑制によるものです。

9ページ(2)収支の状況は、形式収支となりまず歳入歳出差引額15億9,282万2,000円から繰越明許により翌年度へ繰り越すべき財源2億2,823万9,000円を差し引いた実質収支は13億6,458万3,000円、単年度収支は1,911万3,000円となりました。実質収支の推移は下のグラフのとおりです。

11ページの財源の状況をごらんください。

歳入の56.2%を占める自主財源の市税は、121億1,587万2,000円で、前年度に比べ8,031万2,000円、0.7%増加しました。主な要因は、市民税が前年度に比べ1億918万8,000円、2.2%増加したこと。また、寄附金3億6,731万1,000円のうち、ふるさと納税による寄附金は、前年度に比べ9.8%減少し、3億6,309万3,000円でした。

市税の増加により、歳入に占める自主財源の割合は71.5%となり、前年度に比べ1.6ポイント上昇しました。

12ページは、歳入の状況、自主財源・依存財源の推移をグラフであらわしています。13ページから19ページは、個々の歳入の詳細です。

次に20ページをごらんください。

歳出に占める目的別構成比は、3の民生費30.2%、4衛生費15.9%、2総務費11.4%、8土木費11.1%、10の教育費10%の順になっています。

また、21ページの性質別状況を見ると、投資的経

費は19億2,540万5,000円で、前年度に比べ1億6,432万6,000円、7.9%減少しています。全体に占める構成比も9.6%で、前年度に比べ0.7ポイント下降し、ここ2年は微減の状態です。

23ページから29ページは個々の歳出の詳細です。

6ページに戻りまして、地方公共団体の財政力を示す財政力指数は、3年間の平均値1.026で、前年度に比べ0.001減少しました。経常収支比率は86.5%で、前年度に比べ1.4ポイント上昇し、財政構造の硬直化傾向が続いています。

30ページから37ページまでが特別会計であります、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、38ページから40ページが財産に関する調書、基金運用状況についてで、審査意見書に記載したとおりです。

最後に、結びとして総括的な所見を述べさせていただきます。

新所原駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事や市民会館解体工事などの大型事業が前年度で一段落し、また学校等の空調設備整備事業や都市計画道路大倉戸茶屋松線整備事業といった新たな大型事業の経費を翌年度に繰り越しましたので、平成30年度決算額は歳入歳出とも前年度を大きく下回りました。

しかし、喫緊の課題は山積しているのに対しまして、合併算定替え期間の終了により、令和2年度からは普通交付税・臨時財政対策債はなくなり、市税につきましても税率引き下げによる法人市民税の減収が景気の動向にかかわらず見込まれるなど、財政をめぐる環境はいまだ厳しい状況です。

引き続き、組織及び運営の合理化により財政構造を少しでも改善し、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めるとともに、現在策定作業を進めている新たな総合計画において、より効果的な指標を設け、事業が指標とより有機的なつながりをもって進められるようになることを要望いたします。

次に、湖西市公営企業会計決算審査意見書をごらんください。

まず、公共下水道事業会計につきまして、1ページをごらんください。

平成30年度の下水処理状況を見ますと、接続済み

戸数は8,191戸で、前年度に比べ2.5%、接続済み人口は2万1,062人で、前年度に比べ1.2%、それぞれ増加しました。水洗化率は81.9%で、前年度に比べ1.1ポイントの増加です。

2ページ(3)施設利用・整備状況の表をごらんください。

1ページで説明しましたとおり、接続済み人口は増加している一方で、年間処理水量は220万5,090立方メートル、有収水量は212万4,744立方メートルで、前年度よりわずかに減少しています。これは節水型機器の普及が影響していると思われます。

6ページをごらんください。

経営状況を見ますと、営業収益は税抜き2億4,721万円で、主なものは下水道使用料2億4,710万3,000円です。一方、営業外収益は税抜き10億7,754万3,000円で、主なものは他会計補助金6億4,339万3,000円です。

5ページに戻りまして、収益全体は税抜き13億2,622万2,000円、費用全体は税抜き13億1,351万9,000円で、当年度純利益は1,270万4,000円となりました。

4ページの(4)資本的支出のうち建設改良費は主に管渠築造工事や取付管取り出し工事などに伴うもので、税込み2億6,727万8,000円です。また、5ページ上段のとおり、企業債の発行額は2億6,730万円、償還額は5億7,393万9,000円で、年度末残高は100億4,050万6,000円です。

7ページから9ページは財政状態をあらわす数値で、審査意見書に記載したとおりです。

以上が決算概要で、所見ですが、公共下水道事業会計は、平成30年度から地方公営企業法の財務規定を適用する公営企業会計へ移行しました。これにより、公共下水道事業の経営状況をより明確に把握することが可能になりましたが、財政状況をあらわす数値や指標は少なからず厳しい値を示しています。事業は斬進しているものの、人口の減少や節水意識の定着などにより、急激な収益増は望めません。

市は先般、汚水処理施設の整備に関する国の指針及び合併処理浄化槽の普及の進展などに鑑みて、公共下水道整備方針を見直し、公共下水道全体計画か

ら下水道整備済み地区を除く市街化調整区域を除外することを公表されました。経営改善の道のりはいまだ遠いですが、常日ごろから努めて経営を意識して事業に取り組まれることを望みます。

次に水道会計につきまして、11ページをごらんください。

平成30年度の給水状況を見ますと、給水戸数は2万5,931戸で、前年度に比べ0.3%増加したものの、給水人口は5万9,410人で、前年度に比べ0.3%減少しました。有収水量も前年度に比べ1.1%減少しております。11ページ下段と12ページの上段のグラフのとおり、ここ数年、給水人口、有収水量ともに減少傾向にあります。

16ページに行って、経営状況を見ますと、営業収益は税抜き10億3,398万5,000円で、前年度に比べ0.8%減少しました。これは主に給水収益の減少によるもので、前年度に比べ828万2,000円、0.8%減少し、減益状態は平成23年度から続いています。この結果、15ページに戻って、収益全体は税抜き11億5,318万4,000円で、前年度に比べ0.2%減少しました。一方、費用全体は税抜き9億7,386万7,000円で、前年度に比べ0.6%増加しました。この結果、当年度純利益は1億7,931万7,000円で、前年度に比べ849万円の減額となりました。

14ページ中段の予算執行状況の(4)資本的支出のうち税込みの建設改良費2億3,987万1,000円は、主に配水管布設替え工事や水源改良工事に伴うもので、前年度に比べ9,769万円増加しました。

18ページから23ページが財政状態をあらわす数値です。

以上が決算概要で、所見としては、財務状況を示す数値や指標は良好な値を示していますが、今後、給水人口の減少、節水意識の定着、節水型機器の普及などにより、収益増加が望めない一方で、老朽化した水道施設の更新費用が増加することは確実です。市は先般、将来的な人口減少や施設の老朽化を見据えて、水道事業計画の見直しを本年度から始めることを公表しましたが、計画が見直されるまでの間も引き続き、将来にわたって健全な経営を維持できるよう、怠ることなく努められることを望みます。

最後に病院事業会計につきまして、25ページをごらんください。

入院患者数は延べ2万6,092人で、前年度に比べ1,722人、6.2%、外来患者数は延べ9万7,218人で、前年度に比べ539人、0.6%、それぞれ減少しました。年度別の推移は下のグラフのとおりです。

29ページに行きまして、職員数は、職員体制として常勤医師1人の退職に加え、看護師・技師等で減員があり、全体の職員数は前年度に比べ15人減少し、168人となりました。

次に、33ページをごらんください。

収支状況ですが、医業収益は税抜き25億1,769万2,000円で、前年度に比べ7,328万2,000円、2.8%減少したのに対し、医業外収益は8億7,699万7,000円で、他会計補助金の増加等により、前年度に比べ4,310万1,000円、5.2%増加しています。

医業収益、医業外収益及び特別利益を合わせた収益全体では、32ページの表のとおり、税抜き34億4万円となり、前年度に比べ3,316万円、1.0%減少し、費用全体では税抜き33億1,012万2,000円となり、前年度に比べ7,336万4,000円、2.2%の減少となりました。この結果、当年度純利益は8,991万9,000円で、前年度の4,971万5,000円に比べ、4,020万4,000円の増加となりました。

また、企業債の発行額は31ページのとおり、7,930万円、償還額は3億132万5,000円で、平成元年度に発行した病院改築事業の企業債の償還を全て終了し、年度末残高は6億9,538万5,000円です。

35ページから40ページは財政状態をあらわす数値です。

以上が決算概要で、所見としては、病院事業はここ2年は減収増益が続き、財務状況を示す数値や指標についても改善傾向が見られます。これらの結果、傾向は、支出の抑制による効果であると評価できるものの、支出を抑制するばかりでは事業活動が停滞し、または縮小してしまうおそれがあります。したがって、増収増益を目指した取り組みも必要です。現在、市立湖西病院では、民間病院が派遣する経営の専門家の受け入れや地域包括ケア病室の導入などの新たな改善の取り組みも始められており、これら

の有効な活用・展開を図るとともに、市内外の他の組織との連携を密にして、より一層具体性・実効性のある経営改善に努められることを要望いたします。

以上のとおり、審査に付されました平成30年度決算の総括的な概要と所見を述べて、監査委員の意見とさせていただきます。御清聴ありがとうございます。

**○議長（加藤弘己）** 監査委員の報告は終わりました。

ここでお諮りいたします。ただいま議題となっております議案のうち、議案第73号につきましては質疑を省略した上で、16人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（加藤弘己）** 異議なしと認め、議案第73号につきましては16人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、柴田一雄君、加藤治司君、滝本幸夫君、三上元君、福永桂子さん、菅沼淳君、土屋和幸君、高柳達弥君、楠浩幸君、佐原佳美さん、吉田建二君、竹内祐子さん、荻野利明君、馬場衛君、中村博行君、二橋益良君の16名を指名いたします。

ここで、決算特別委員会の正副委員長を互選していただくために、暫時休憩とします。なお、再開時間は追って連絡いたします。

午後1時26分 休憩

午後1時40分 再開

**○議長（加藤弘己）** 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中に決算特別委員会の委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告いたします。

委員長に二橋益良君、副委員長に中村博行君。以上のとおり決定いたしましたので、御報告いたしま

す。

---

○議長（加藤弘己） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、本日委員会に付託いたしました議案を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（加藤弘己） 議案第73号を除く議案に対する質疑事項のある方は9月4日正午までに通告してください。また、議案第73号の質疑につきましては9月5日正午までに通告してください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後1時41分 散会

---